

令和3年3月30日  
復興庁

## 全国の避難者数

各地方公共団体の協力を得て、東日本大震災による避難者の所在都道府県別・所在施設別の数（令和3年3月10日現在）を把握しましたので、以下の通り公表します。

- ① 全国の避難者数は、約4万1千人
- ② 全国47都道府県、926の市区町村に所在

別紙1：所在都道府県別の避難者数【概要】

別紙2：所在都道府県別の避難者数【一覧】

本件連絡先：復興庁 被災者支援班

栗原・濱田

TEL：03-6328-0271

所在都道府県別の避難者数(令和3年3月10日現在)  
 (下段のカッコ書きは、前回(令和3年2月8日現在)からの増減数)

## 【概要】

(単位:人、団体数)

所在 都道府県	施設別			計		所在 市区町村数	
	A 応急仮設住宅等 及びそれ以外の 賃貸住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等		(前回 との差)		
北海道	940	424	5	1,369	(- 4)	54	
東北	岩手県	98	796	3	897	(- 77)	(※1) 24
	宮城県	13	1,254	8	1,275	( 0)	(※1) 26
	福島県	933	(※2) 6,252	—	7,185	(- 35)	(※1) 24
	上記三県 以外の県	2,432	2,034	17	4,483	(- 39)	84
	合計	3,476	10,336	28	13,840	(- 151)	158
関東	8,825	9,947	151	18,923	(- 76)	337	
東海・北陸	1,190	367	1	1,558	(- 53)	91	
近畿	1,055	1,033	1	2,089	(- 5)	97	
中国	854	547	2	1,403	(+ 6)	48	
四国	96	67	0	163	(+ 31)	26	
九州・沖縄	1,199	443	1	1,643	(- 1)	115	
合計	17,635 (- 181)	23,164 (- 70)	189 (- 2)	40,988	(- 253)	926 (- 2)	

(※1) 当該欄の数値以外に、避難者が所在する市区町村があり得る場合を示している。

(※2) 福島県のB欄には親戚・知人宅のほか、施設・病院、県の借上げでない住宅、社宅等への避難者数が含まれている。

(注1) 自県外への避難者数は、福島県から28,372人、宮城県から3,670人、岩手県から911人となっている。

(注2) 応急仮設住宅等とは、災害救助法に基づき供与される建設型仮設住宅、借上型仮設住宅等であり、それ以外の賃貸住宅等とは、民間賃貸住宅、公営住宅等である。

所在都道府県別の避難者数(令和3年3月10日現在) 【一覧】  
 (下段のカッコ書きは、前回(令和3年2月8日現在)からの増減数)

(単位:人、団体数)

所 在 都道府県	施設別			計	所 在 市区町村数
	A 応急仮設住宅等及 びそれ以外の賃貸 住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等		
1 北海道	940 (- 7)	424 (+ 3)	5 ( 0)	1,369 (- 4)	54 (- 2)
2 青森県	34 (- 2)	181 (- 21)	3 ( 0)	218 (- 23)	15 (- 1)
3 岩手県	98 (- 77)	796 ( 0)	3 ( 0)	897 (- 77)	(※1) 24 ( 0)
4 宮城県	13 ( 0)	1,254 ( 0)	8 ( 0)	1,275 ( 0)	(※1) 26 ( 0)
5 秋田県	196 ( 0)	288 ( 0)	0 ( 0)	484 ( 0)	17 ( 0)
6 山形県	833 (- 6)	710 (- 5)	9 ( 0)	1,552 (- 11)	29 ( 0)
7 福島県	933 (- 2)	(※2) 6,252 (- 33)	—	7,185 (- 35)	(※1) 24 ( 0)
8 茨城県	1,258 (- 19)	1,601 (+ 4)	42 ( 0)	2,901 (- 15)	37 ( 0)
9 栃木県	1,867 ( 0)	877 ( 0)	12 ( 0)	2,756 ( 0)	24 ( 0)
10 群馬県	303 ( 0)	356 (- 6)	10 ( 0)	669 (- 6)	22 (- 2)
11 埼玉県	1,126 (- 13)	1,796 (- 3)	25 (- 1)	2,947 (- 17)	56 ( 0)
12 千葉県	987 (+ 1)	1,374 (+ 5)	22 ( 0)	2,383 (+ 6)	42 ( 0)
13 東京都	2,065 (- 21)	1,549 (- 20)	27 (- 1)	3,641 (- 42)	51 ( 0)
14 神奈川県	49 ( 0)	1,872 (- 1)	12 ( 0)	1,933 (- 1)	24 ( 0)
15 新潟県	1,369 (- 5)	855 ( 0)	5 ( 0)	2,229 (- 5)	23 ( 0)
16 富山県	44 ( 0)	79 ( 0)	0 ( 0)	123 ( 0)	6 ( 0)

所 在 都道府県	施設別			計	所 在 市区町村数
	A 応急仮設住宅等及 びそれ以外の賃貸 住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等		
17 石川県	82 (+ 1)	52 ( 0)	1 ( 0)	135 (+ 1)	9 ( 0)
18 福井県	90 ( 0)	18 ( 0)	0 ( 0)	108 ( 0)	8 ( 0)
19 山梨県	415 (+ 1)	75 (- 1)	0 ( 0)	490 ( 0)	17 ( 0)
20 長野県	408 (- 1)	220 (+ 1)	1 ( 0)	629 ( 0)	33 (+ 1)
21 岐阜県	72 ( 0)	97 (+ 2)	0 ( 0)	169 (+ 2)	20 ( 0)
22 静岡県	347 (- 1)	227 ( 0)	0 ( 0)	574 (- 1)	31 ( 0)
23 愛知県	753 (- 7)	85 ( 0)	0 ( 0)	838 (- 7)	41 ( 0)
24 三重県	239 (- 38)	54 (- 11)	0 ( 0)	293 (- 49)	15 ( 0)
25 滋賀県	78 ( 0)	78 (+ 1)	0 ( 0)	156 (+ 1)	12 ( 0)
26 京都府	1 ( 0)	337 (- 1)	0 ( 0)	338 (- 1)	14 ( 0)
27 大阪府	329 (+ 7)	276 (- 9)	1 ( 0)	606 (- 2)	22 ( 0)
28 兵庫県	461 ( 0)	285 ( 0)	0 ( 0)	746 ( 0)	22 ( 0)
29 奈良県	63 (+ 1)	24 ( 0)	0 ( 0)	87 (+ 1)	12 ( 0)
30 和歌山県	33 (- 1)	15 (- 3)	0 ( 0)	48 (- 4)	7 ( 0)
31 鳥取県	38 ( 0)	30 ( 0)	0 ( 0)	68 ( 0)	3 ( 0)
32 島根県	45 ( 0)	6 ( 0)	1 ( 0)	52 ( 0)	7 ( 0)
33 岡山県	600 (+ 7)	329 (- 1)	0 ( 0)	929 (+ 6)	17 ( 0)

所 在 都道府県	施設別			計	所 在 市区町村数
	A 応急仮設住宅等及 びそれ以外の賃貸 住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等		
34 広島県	119 ( 0)	167 ( 0)	1 ( 0)	287 ( 0)	12 ( 0)
35 山口県	52 ( 0)	15 ( 0)	0 ( 0)	67 ( 0)	9 ( 0)
36 徳島県	16 ( 0)	10 ( 0)	0 ( 0)	26 ( 0)	8 ( 0)
37 香川県	43 ( 0)	9 ( 0)	0 ( 0)	52 ( 0)	6 ( 0)
38 愛媛県	28 ( 0)	13 ( 0)	0 ( 0)	41 ( 0)	5 ( 0)
39 高知県	9 (+ 2)	35 (+ 29)	0 ( 0)	44 (+ 31)	7 (+ 2)
40 福岡県	439 ( 0)	144 ( 0)	0 ( 0)	583 ( 0)	33 ( 0)
41 佐賀県	77 ( 0)	20 ( 0)	0 ( 0)	97 ( 0)	8 ( 0)
42 長崎県	35 ( 0)	24 ( 0)	0 ( 0)	59 ( 0)	5 ( 0)
43 熊本県	198 ( 0)	47 ( 0)	0 ( 0)	245 ( 0)	14 ( 0)
44 大分県	98 ( 0)	4 ( 0)	1 ( 0)	103 ( 0)	11 ( 0)
45 宮崎県	111 ( 0)	133 ( 0)	0 ( 0)	244 ( 0)	10 ( 0)
46 鹿児島県	58 ( 0)	45 ( 0)	0 ( 0)	103 ( 0)	12 ( 0)
47 沖縄県	183 (- 1)	26 ( 0)	0 ( 0)	209 (- 1)	22 ( 0)
合 計	17,635 (- 181)	23,164 (- 70)	189 (- 2)	40,988 (- 253)	926 (- 2)

(※1) 当該欄の数値以外に、避難者が所在する市区町村があり得る場合を示している。

(※2) 福島県のB欄には親戚・知人宅のほか、施設・病院、県の借上げでない住宅、社宅等への避難者数が含まれている。

(注1) 自県外への避難者数は、福島県から28,372人、宮城県から3,670人、岩手県から911人となっている。

(注2) 応急仮設住宅等とは、災害救助法に基づき供与される建設型仮設住宅、借上型仮設住宅等であり、それ以外の賃貸住宅等とは、民間賃貸住宅、公営住宅等である。